

令和4年度第1回宮城県環境審議会

日 時：令和4年5月13日（金曜日）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会（司会）

- ・環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中，21人出席）
- ・情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認

2 あいさつ（佐藤 環境生活部長（以下「佐藤部長」））

3 議 事

（1）審議事項

① 環境影響評価条例等の一部改正（最終案）について

<吉岡会長> 審議事項に入りたいので，ご協力のほどお願い申し上げます。開催に先立ち，昨日の夜，OECDの会議に出席をした際，そちらでは主にカーボンニュートラル，或いはプラスチックリサイクルの議論が随分と進められていた。大分雰囲気が変わってきたなど感じる。今までは，マテリアルリサイクル，メカニカルリサイクルを中心にヨーロッパは進めてきたが，それに加えて，ケミカルリサイクルも必要ということで，1970年代から日本が取り組んできたようなことが再びヨーロッパの方では逆に見直され始めているような状況である。

その際，やはり地域との密接な結びつきにおいて，資源循環，或いは環境影響をきちんと見ながら評価していくということが随分議論されており，日本のこれまでの取組，或いは宮城県の環境審議会等で審議されているようなことの重要性を改めて認識した。

今日はその中でも，特に環境影響評価についてのご審議をいただくことになっており，ぜひ活発なご意見をお願いしたい。それでは，議事（1）の審議事項に移らせていただく。本日は，議題として審議事項1件が予定されている。審議事項①「環境影響評価条例等の一部改正（最終案）について」，こちらは，1月に知事から諮問があり，3月に中間案を審議いただいたものである。本日，御審議いただき，答申を行う流れとなる。それでは，担当課から説明願う。

<環境対策課> （資料審①-1から審①-4に沿って説明）

<吉岡会長> 前回，質問いただいたところに対し，今回明確にお答えしており，図を示して改正後のどういうところにフォーカスした案になっているのかの説明もあった。立入調査についてはごく一部だったところが，全体にわたって，常に目を光らせていく

という拡充になっている。ただいまの説明について、委員の皆様から御意見等あればお願いする。いかがか。

松八重委員の方から、改正後に、今まで対象でなかったものがどれだけ拾えることになるのか質問があったことについては、30件程度ということで、今まで拾いきれなかった部分をしっかり拾えるようになるというよう説明だったと理解している。前回の質問の趣旨はそういったことでよかったか。

<松八重委員> はい。せっかくなのでお聞きしたいが、改正により、過去には対象となっていなかった案件30件程がカバーされることになるかと伺った。風力発電に関しては、7,500キロワットから37,500キロワットと数字が大幅に変わったと拝見するが、昔の制度では、7,500ではほとんどが対象になってしまうということで、多分アセス法に合わせて変えたのだと思うが、風力発電の場合はおそらく太陽光と違って土地改変そのものは少ないが、音の問題や水産業への影響もあると伺っており、国で定めた内容に従ったものと思う。このあたり詳しくはないのだが、環境アセスの先生方にお聞きすると、やはり低音というか音の問題で、かなり水産業、海洋系に生態的な影響を与えるという話も伺ったりする。何かそういった声があったときに迅速に対応できるスキームがあるというのではないかと思う。

<吉岡会長> 他、よろしいか。担当課お願いします。

<環境対策課> 国の考え方については、先ほど先生の方からお話いただいたように、面積的に小さいが、高さ方向での配慮が必要だということで、通常、国の方で100ヘクタールを基準として検討しているところ、風力については50ヘクタールを基準として、規模要件を検討しているということである。半分の50ヘクタールということなので、他の種類の事業に比べ、その分を少し厳し目に見ているということである。また先ほどお話しいただいたように、技術の進歩により高性能になったことで、これまで広くて小さいものがあるが、現状は大きなものが主流になっているので、規模要件は数値的には大きなものになるが、基本的に拾っていけるものと考えている。先生がお話いただいたことについては今後とも配慮を念頭に入れながら検討を進めていきたいと思っている。

<吉岡会長> 他にいかがか。どうぞ、松八重委員。

<松八重委員> 今、高さ方向と言ったのは高さ50メートルですか。50ヘクタールという面積のことですか。

<環境対策課> 基本的に環境影響評価法の考え方としては、100ヘクタールという

広さを念頭に規模を考えていて、いろいろな種類の事業を対象としているが、風力については、100ヘクタールではなく、50ヘクタールの場合にどのぐらいの出力になるかを一般的な単位とし、ヘクタール当たりの出力を一般的な出力から勘案して、出力換算で規模を決めている。

<松八重委員> 不勉強で確認したいのだが、ヘクタールというのは、一基建ててということではなく、100ヘクタールの中に建てられるだけ建ててその本数の出力で生み出したものが37,500キロワットアワー以上ということか。

<環境対策課> はい。

<松八重委員> わかりました。こういった規制の話をするとき、基数で制限をするのか、或いは風力の場合高さ方向の制限というのも多分ありうらと思う。今はこの37,500キロワットという数字は国でも定めている数字で、それに従ってということによろしいかと思うが、他の太陽光もだが、近隣にあるものにさらに追加して建てられた場合、不具合というか問題があるらうと思うので、設置場所についてはおそらくその辺りも考えていただく必要があるのかと思う。高さ方向の制限が果たして必要なのかについてもおそらく検討が必要で、平地に建てられた場合と、ある程度高さのあるところにさらに建てられた場合とでは影響が違うのではないかと思うので、今後も、おそらくその辺の議論を何とかフォローしていく必要があるのかと感じた。

<吉岡会長> 事務局、いかがか。

<環境対策課> 同じ地域に複数の事業が入るケースについては、先に入ったところに対し、次に入ったところが累積的な影響もきちんと加味した形で影響評価をするように指導することとしている。高さ方向については環境影響評価の運用の中で、そうした観点でも今後見ていきたい。

<吉岡会長> 委員の皆さんからいかがか。よろしいか。では以上で議論を終了する。今回提出された原案については、特に異議がないということでよろしいか。では原案の通りで差し支えないということで答申することとする。

(2) 報告事項

① 「(仮称)太陽光発電施設の設置等に関する条例(最終案)」について

<吉岡会長> 報告事項①「(仮称)太陽光発電施設の設置等に関する条例(最終案)」について」担当課からご説明願う。

<再生可能エネルギー室> (資料報①に沿って説明)

<吉岡会長> それでは委員の皆さんから御質問等あればお願いします。土屋副会長どうぞ。

<土屋副会長> この前の審議会での議論を踏まえて、パネル廃棄の資料を提出いただいて大変ありがとうございます。廃棄等の費用の水準について、具体的な数字は出ていないが、FITの買取価格から差し引くということで、大体何%ぐらいを想定されているのかというのは、多分事業者はすごく気にするだろうが、どの程度を想定されていて、それが適切なのかどうかということをお教えいただきたい。

<再生可能エネルギー室> 資料を確認する。

<吉岡会長> では、資料を確認している間に、他に質問のある方はいるか。

<香野委員> 先の審議の方に戻るかもしれないが、10月1日施行となると、新たに環境影響評価条例の改正案として、事業計画書、概要書手続きということが加えられたわけだが、これとの関係はどうなるのか。10月1日以降、計画書の手続きが新たにされるものと、それ以前になされているもので、どう変わるのか。

<吉岡会長> 太陽光パネルを設置するにあたって、先ほどの環境影響評価条例の改正案との関連についての質問だが、いかがか。

<再生可能エネルギー室> 基本的に別々になるかと考えている。施行日までに着手していたもの、或いは既存の施設等については、ガイドラインに基づいて届出等が行われたところはその届出をもって当条例に基づく届出というふうにみなすということ、10月1日以降に事業着手する事業については当条例に基づき所定の手続きとして、許可案件であれば許可の申請、届出案件であれば事業計画の届出等をしていただくということになる。

<香野委員> 10月1日以降に新たな事業を起こす方たちの事業計画書の手続きは、今度新たに加わったところというのは、もう10月1日以前に出ているということになるか。

<吉岡会長> 審議事項①の経過措置に対して、この太陽光の発電設備が出てきた場合にどういう対応になるのか、という質問だがどうか。

<環境対策課> 環境影響評価条例の方については、規模が2万キロワット以上の大きなものについて対象にしており、その規模のものについては、先ほどの資料の経過措置のところにあるとおり、すでに法律の手続き、例えば電気事業法や森林法とい

った手続きをすでに10月1日時点ですしているものについては、方法書の手続きをすでに開始していれば事業計画概要書の手続きは行わなくてもいいということにしており、大規模なものに対する環境影響評価手続きと、あと今報告のありました小規模、50キロワット以上のもの手続きとは、それぞれ別々になっている。2万キロワット以上のものについては、両方が適用されるという話にはなるかと思う。

<吉岡会長> 規模によって経過措置の対応が変わるということか。

<環境対策課> はい。

<吉岡会長> では事務局から、最初の質問について回答願う。

<再生可能エネルギー室> 最初の質問について、廃棄費用の水準はFIT認定を受けた年度によって異なってくるが、一番高いところで1キロワットアワー当たり1.62円が、年々FITの買取価格が下がっており、最新のところで2021年度になるが、1キロワットアワー当たり、0.66円。参考までに買取価格は1キロワットアワーで11円となり、そういった水準ということで計算がなされている。

<吉岡会長> それなりの値段である。

<再生可能エネルギー室> FITの買取価格の設定においては太陽光の設置とか、運営とか、或いは廃棄、こういったものについてかかる費用を積み上げて、それを運転期間で割って買取価格を決めていくという仕組みになっている。先ほどご案内した廃棄費用の1キロワットアワー当たり0.66円というところが2021年度の買取価格に対する廃棄費用ということになっており、計算上、この金額で解体費用として賄えるという金額になっている。

<吉岡会長> 買取価格に対する割合ではなく、廃棄する費用に対してこのくらいの費用がかかるというように見ているという、そういう理解でよろしいか。

<再生可能エネルギー室> 標準的な廃棄費用を国の方でFIT価格の認定の際に積み上げており、それを割り戻すと1キロワットアワー当たり今幾らになるのかといったところで基準を決め、廃棄費用として設定しているということになる。

分かりにくくて申し訳ないが、買取価格11円のうち0.66円が積み立てされるということになる。

<吉岡会長> 買取価格が変わっても0.66円なのか。

<再生可能エネルギー室> 買取価格に応じて、例えばFIT認定が2012年だった場合は40円が買取価格だったが、その時は、1.62円ということになっており、年度に

応じて、設備も違うということになるかと思うので、その金額が変わってくるということになる。

<吉岡会長> ただ、今の数字からすると、比例的に変わるわけではないということになる。ある程度の廃棄費用の部分というのはこのくらいというの見積もった上で、そこに上乘せされているのだという、そういう理解でいいのかと思う。

(3) その他

<吉岡会長> 議事の(3)「その他」に入る。先日、事務局から、3月の福島沖地震被害による廃棄物の処理状況について、情報提供をいただいております。今回、続報を説明いただけるそうなので、担当課からお願いします。

<循環型社会推進課> 3月に報告した続報ということで、口頭で報告する。令和4年3月16日に、震度6強の福島県沖を震源とする地震があった。3月の報告の時点では、災害廃棄物の発生量は調査中ということを示したが、直近の数字では、21の市町で、およそ3万8,000トンの災害廃棄物が発生している状況である。家屋等の被害があり、今のところ、主にブロック塀や瓦、家財道具などの廃棄物が、集まってきている。最大で仮置場が、一番多いときで13の市町が設置され閉鎖したところもあり、今現在9つの市町で仮置き場を設置している状況である。

今後も引き続き受け入れも、続くということで、また、家屋の解体が行われればまた増えるということになるかと考える。令和3年の2月、1年前にも、同じような規模の大地震があったわけだが、その時に比べ、少し家屋の被害が大きいということで、災害廃棄物の量も多く、だんだんと増えてきている状況である。

こちらの処理の状況については、基本的には通常、一般廃棄物を処理されているルートで処理が行われているが、一部の市町では、県内の他の自治体へ応援を頼んで処理をお願いするということが一部発生しており、県が間に入り、主に県南の方から、仙台市や、大崎方面の組合に処理をお願いするというようなことも発生している。現在このような状況であり、今後も処理が円滑に進むように、市町村を支援していきたいと考えている。

<吉岡会長> ここで何かご質問、ご意見はあるか。残念なことに宮城県では、頻発して災害があり、水害も起こったりした中で、ある程度の経験を積まれてきていると思うが、経験が途切れないように、災害が頻繁に起こってしまうと言っても、図上

訓練など行っていただき、市町村連携で災害廃棄物を処理していく仕組みがあると思うが継続的に対応できるようにお願いしたい。

特に今回は県南の方が、被害が大きかったというので県北の方がそこを支援するような感じになっているのか。

<循環型社会推進課> 1年前は県南が中心であったが、今回は県南と県北もかなり被害は出ている。県北でまだ受け入れの余力があるというより、他の圏域にお願いしている廃棄物がまだ少量であるため、県北にもお願いできたということである。これが大量にお願いするようになると、県北の自治体も厳しいと思われ、そうになると、県外という話になってくるが、まだそこまでは行っていないということである。これが大きくなったら今度はブロック単位での処理というようになってくると思う。

<吉岡会長> よろしいか。何かご質問はあるか。では特にないようなので、次に進める。他にこちらの方で用意した事項はないが、委員の皆様から何かあるか。では事務局の方から他にあるか。事務局どうぞ。

<環境政策課> 本来、本日の審議会において、新たな地球温暖化対策・再エネ関連計画についての中間案をお示しし、委員の皆様からご意見をいただくこととしておったが、本日の議題からは外すこととした。その理由としては、県庁内での中間案の意見を調整する中で、内容を高める必要があると判断したことによるものである。

次回の環境審議会は7月に予定をしており、そちらにて中間案をお示しし、委員の皆様にご審議をいただくよう、現在、さらなる精査を進めておるところである。何卒御理解賜るようお願い申し上げます。

<吉岡会長> 皆様よろしいか。その他いかがか。では、以上を持って本日の議事を終了する。御審議ありがとうございました。

4 閉会（司会）